

県内野生獣肉の放射性物質検査実施計画

1 基本的な考え方

- (1) 県内で捕獲された野生獣肉（ニホンジカ、イノシシ）を対象とする。
- (2) 市町村における野生獣の管理捕獲の実施状況に合わせてサンプルを採取し、検査を実施する。
- (3) 検査の結果は、県ホームページ等で公表する。
- (4) 検査の結果、厚生労働省が定める基準値を超えた場合は、県は市町村等に対し、基準値を超える市町村で捕獲した野生獣（ニホンジカ、イノシシ）の肉を食用に供すること（自家用も含む）の自粛と、その他の地域における慎重な対応を要請するとともに、狩猟者には県ホームページ等で情報提供を行う。

※ 食品衛生法上の基準値

放射性セシウム（一般食品） 100Bq/kg

2 検査対象

分類	品目	捕獲場所	検査日程
野生獣肉	県内で捕獲され食用とされている野生獣肉（ニホンジカ、イノシシ）	都留市、韮崎市、南アルプス市、笛吹市、上野原市、甲州市、身延町、富士川町	野生獣の管理捕獲の実施状況に合わせて、検査を実施する。 検査日程は、下記のとおりである。

検査日程

検査回数	検査実施	検査結果公表
第1回目	令和4年10月14日	令和4年10月18日

※ 検査実施日等は、前後する可能性がありますので予め御了承ください。

3 調査品目と調査区域の選定等

調査品目については、肉を食用として供されることが多いニホンジカとイノシシとし、調査区域の選定については、県内を林務環境事務所ごとに4つの圏域に分け、管理捕獲の実施状況等を考慮して選定する。

4 分析機関

山梨県衛生環境研究所